

第3期中期計画（骨子案）について〈県総合医療センター〉

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
3-1 診療事業	1-1 診療事業	1-1 診療事業
岐阜圏域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、高度急性期医療、急性期医療、 <u>先進医療及び政策医療</u> 等の県民が必要とする医療を提供することを求める。	岐阜県地域医療構想に基づき、 <u>岐阜圏域</u> の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、高度急性期医療、急性期医療、 <u>先進医療及び政策医療</u> 等の県民が必要とする医療を提供する。	岐阜県地域医療構想（平成28年7月策定）に基づき、岐阜地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、高度・先進医療、急性期医療、政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。
3-1-1 より質の高い医療の提供	1-1-1 より質の高い医療の提供	1-1-1 より質の高い医療の提供
<p>法人が有する人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取り組むことで、県内医療水準の向上に努めること。</p> <p>特に、<u>チーム医療に貢献できる専門性を持った医療スタッフの確保や医師のタスク・シフティング（業務の移管）に資する特定行為を実施できる看護師の育成、各職種の教育研修の充実に努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。</u></p> <p>また、<u>個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、チーム医療やクリニカルパスの推進、入退院支援の充実、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などの活用</u>に努めること。</p> <p>さらに、<u>院内感染予防や医療事故防止等医療安全対策を徹底し、安全・安心な医療と治療環境の提供</u>に努めること。</p>	<p>(1) 高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南棟における放射線治療装置（リニアック）の増設、更新 ・<u>内視鏡手術用支援機器（ダビンチ）の更新</u> <p>(2) 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療需要の推移を見据え、<u>長期的に安定した運営を考慮した計画的な採用</u> <p>(3) <u>医師、看護師、コメディカル等の人材育成の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜医療圏地域コンソーシアムとの連携や国内外の先進病院への医師派遣の充実 ・専門医や指導医取得に向けた研修体制の充実 ・特定行為看護師や認定看護師、専門看護師等の資格取得の促進 ・コメディカルの各職種における研修参加や資格取得に向けた体制整備 <p>(4) <u>高度先端医療の推進</u></p>	<p>(1) 高度先進医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>医療環境や県民の医療需要の変化、新たな医療課題に適切に対応するとともに、病院の医療機能の維持・向上を図るため、放射線治療装置（リニアック）、MR I等の高度先進医療機器を計画的に更新し、整備を進める。</p> <p>(2) 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保</p> <p>医療需要や患者動向の変化に迅速・柔軟に対応した診療科の変更に伴う医師、看護師、コメディカル等の採用や配置の弾力的運用を行う。専門的知識を有する職員に対して、その専門性に応じた処遇が可能となる人事給与制度を構築することで、積極的に外部からの登用を図る。</p> <p>また、医師事務作業補助（医療クラーク）及び病棟・外来看護事務補助（看護クラーク）を拡充する。</p> <p>(3) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成</p> <p>岐阜大学等関係機関との連携の強化や、国内や海外の先進病院への医師の研修派遣により、優れた医師を養成する。また、高度専門医療の水準の維持・向上のため、専門医や研修指導医等の取得に向けた研修体制の充実を図る。</p> <p>(4) 認定看護師や専門看護師等の資格取得の促進</p> <p>高度・多様化する医療を提供するため、計画的に認定看護師や専門看護師の資格を取得するための研修等へ参加できる体制を確保する。</p> <p>(5) コメディカルに対する専門研修の実施</p> <p>診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師等の医療技術者について、専門性の向上に向けた研修等への参加による技術的向上や資格取得できる体制を確保する。</p> <p>(6) EBMの推進</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・より低侵襲な治療の積極的な実施（カテ治療、ダビンチ等） ・ゲノム医療の推進 <p>(5) 専門性を発揮したチーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズに合わせた多職種連携チームの設置 <p>(6) ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用した画像診断、内視鏡検査等の医療の提供 <p>(7) 入退院支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合サポートセンターの設置、運用による入院前や入院早期からの支援の実施 <p>(8) 医療事故防止等医療安全対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデント・アクシデント報告の収集・分析及び改善方策の共有化 ・医療事故調査制度への適切な対応 ・高度な医療技術の安全な実施体制の確立 <p>(9) 院内感染防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの遵守状況の確認、評価の実施 ・感染制御システムを活用した効果的な感染制御の実施 ・抗菌薬適正使用推進チーム（AST）の活用 	<p>先端医療など新しい医療について研究、研修を行うとともに、EBM（科学的根拠に基づいた医療）の実践を推進する。</p> <p>そのためには、各診療科において各種疾患診療ガイドラインに基づく標準診療を確実に実践していく。現在使用しているクリニカルパスを積極的に活用し、退院時に評価・検証・改訂することで最適化されたクリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>(7) 専門性を発揮したチーム医療の推進</p> <p>医師・看護師・薬剤師他コメディカル等専門的知識を有した医療従事者が、協働及び連携し、情報の共有化を行うことにより、質の高い医療を提供する。</p> <p>(8) メディカカードの導入などのITの活用</p> <p>救急医療現場でのメディカカードの導入を推進するとともに、地域医療連携ネットワークへの参加等、ITを活用した質の高い医療を提供する。</p> <p>(9) 医療安全対策の充実</p> <p>医療安全管理委員会や医療安全部において、インシデント・アクシデント報告の収集・分析に努め、医療安全対策の充実を図る。</p> <p>また、各部署で発生するインシデント・アクシデント報告について、根本原因分析を行い、安全対策上の課題解決について支援する。</p> <p>アクシデント発生時には、速やかに事故調査を実施し、発生要因を明らかにするとともに、医療事故の再発防止とリスクを回避するための方策を検討し、改善方策を共有化する。</p> <p>安全管理に関する研修会の内容を充実させ、事故予防の徹底と安全意識の向上を図る。</p> <p>(10) 院内感染防止対策の確立</p> <p>感染制御チーム（ICT）が中心となり、定期的に各部署・部門の観察、指導（院内巡視）を行い、院内感染対策マニュアル（平成25年度に改訂）の遵守状況について確認及び評価を行う。</p> <p>また、感染防止委員会及び感染症対策部、ICTが中心となり、全職員を対象とした研修会を開催し、院内感染対策マニュアルに沿った院内感染防止対策の周知徹底及び遵守を促す。</p> <p>さらに、「感染制御支援システム」を活用し、感染状況、臨床経過、抗生剤治療状況などを多面的かつ迅速に把握し、効果的な感染制御を</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
		<p>目指す。 院内感染等危機事案発生時においては、院内感染対応ルールに則った適切かつ速やかな対応を図る。</p>
<p>3-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の充実、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進、医療に関する相談体制の充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めるとともに、<u>患者満足度調査の実施等により満足度の向上を図ること。</u></p> <p>また、<u>病院運営について、ホームページなどを通じて積極的に情報発信するとともに、患者のみならず地域住民の意見を取り入れ、患者・住民サービスの向上を図ること。</u></p>	<p>1-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>積極的な逆紹介の推進や予約枠の均等配分による診察待ち時間の短縮</u> ・<u>医師事務作業補助者の外来配置による外来診療の効率化</u> ・<u>外来待ち時間実態調査の継続実施</u> ・<u>キャッシュレス決済等による支払い手法の拡大</u> (検査機器の稼働率向上及び手術実施件数増加の記載は、「2-2-2 (1)」と重複するため削除) <p>(2) 院内環境の快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>患者に分かりやすい院内の案内板の整備</u> ・<u>総合サポートセンターによる患者のプライバシーに配慮した入退院手続きの推進</u> ・<u>患者の嗜好に配慮しつつ、患者の状態に応じた食事の提供</u> ・<u>地域住民のボランティアによる院内案内や生花、院内コンサートの実施</u> ・<u>外来駐車場の拡充</u> <p>(3) 医療に関する相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>あらゆる相談に対応できる医療相談体制の充実</u> (がん相談については、「1-1-5 (4)」と重複するため削除) <p>(4) 外国人に配慮した受診支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療通訳体制の充実</u> ・<u>院内表示や医療に関する各種書類等の外国語対応</u> <p>(5) 患者中心の医療の提供及び患者満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「患者さんの権利と責務」の遵守</u> 	<p>1-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等</p> <p>診療科間の情報の共有や他の医療機関との連携による外来予約システムの活用など医療体制を充実し、診療及び検査等の業務の効率化と迅速化を図る。</p> <p>また、診療時間の延長等の診療時間の弾力化等各種取組により、待ち時間の短縮を図る。</p> <p>検査の効率的な実施や検査機器の稼働率の向上等により、検査待ち時間の改善を図る。</p> <p>待ち時間の実態調査を行い、患者からの意見・要望に対して、改善計画を立案・実施する。</p> <p>医師、看護師等の適正配置及び手術室の効率的な運用等により、手術の実施体制を再整備し、手術件数の増加等による手術待ちの改善を図る。</p> <p>(2) 院内環境の快適性の向上</p> <p>患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努め、施設の計画的な改修・補修を実施し、快適な院内環境を維持する。</p> <p>病院給食については、患者の嗜好に配慮した選択メニューを実施し、個人に適した食事を提供する。</p> <p>また、院内各所に設置された提案箱に寄せられた意見など適切に対応することで、患者等から信頼される病院づくりに努める。</p> <p>さらに、地域住民等による院内ボランティアや院内コンサート等により、患者等が安心して快適に利用できる院内環境を提供する。</p> <p>(3) 医療に関する相談体制の充実</p> <p>総合相談センターがあらゆる相談に対応できるように関係部署と連携し、相談機能を充実させる。</p> <p>がん患者及びその家族の在宅医療支援については、患者のニーズを踏まえ、がん相談支援センターの機能の充実を図る。</p> <p>(4) 患者中心の医療の提供</p> <p>当センターが掲げる「患者さんの権利と責務」（「平等に安全で良質</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>・患者満足度の数値目標を設定(日本病院会の医療の質事業における<u>上位75%タイル値程度</u>)</p> <p>(6)インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者に分かりやすいインフォームド・コンセントの徹底 セカンドオピニオンの推進と積極的な受入 <p>(7)病院運営に関する情報発信及び意見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県総合医療センター運営協議会」の開催 ホームページ及び広報誌等による積極的な情報発信 提案箱の意見に対する早期で適切な対応 患者満足度調査結果の運営・管理への反映 	<p>な医療を受ける権利、「十分な説明と助言のもとに患者自身の医療を決定する権利」、「セカンドオピニオンを受ける権利」、「個人のプライバシーが守られる権利」、「医療従事者と協力して医療に参加する責務」を推進し、県民に信頼され、患者本位の安全で良質な全人的医療を提供する。また、これらの考えを院内・WEBページに掲示し情報発信を行う。</p> <p>(5)インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進</p> <p>必要な情報を患者が理解できる言葉で、提供、説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるようインフォームド・コンセントを徹底する。患者等が検査や治療を受けるにあたり、より良い判断をするために、主治医以外の専門医に意見やアドバイスを求めた場合に適切に対応できる環境を整える。</p> <p>また、他院からのセカンドオピニオン依頼件数を増加させる。</p> <p>(6)患者や周辺住民からの病院運営に関する意見の反映</p> <p>運営の透明性を図り、地域住民から信頼が得られる病院とするため、外部有識者を構成員とする「岐阜県総合医療センター運営協議会」を開催し、病院の運営、施設・環境及び患者サービス等に関する意見を聴取し、また、医療の質推進委員会や患者サービス部会において実施する患者満足度調査結果を運営・管理に反映させる。</p>
<p>3-1-3 診療体制の充実</p> <p>医療需要の質的・量的な変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実若しくは見直し又は専門外来の設置若しくは充実など診療体制の整備・充実を図ること。</p>	<p>1-1-3 診療体制の充実</p> <p>(1)患者動向や医療需要に即した診療体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者動向や医療の進歩に即した診療体制の整備 各種専門外来による患者ニーズに対応したきめ細やかな対応 <p>(2)多様な専門職の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部からの登用職員に対する処遇の柔軟な対応 定年職員等に対する再雇用制度の活用強化 	<p>1-1-3 診療体制の充実</p> <p>(1)患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実</p> <p>患者動向や医療需要の変化に対応するため、診療科の新設や外来診療室の増設等の診療体制の充実を図る。</p> <p>また、高度先進医療等の専門外来の新設や従来の診療時間の変更等により、患者ニーズに対応した診療体制を整備する。</p> <p>(2)多様な専門職の積極的な活用</p> <p>高度な専門性を有する職員の外部からの登用にあたり、その専門性に応じた処遇が可能となる人事給与制度の構築を図る。</p> <p>また、定年を迎えた職員のうち、質の高い医療の提供に寄与すると認められる医師等医療従事者を活用する再雇用制度の構築を図る。</p>
<p>3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p><u>医療保険者による糖尿病の重症化予防や脳卒中、心臓病その他の循環器病の予防等の取組を推進すること。</u></p> <p>近隣の医療機関等との役割分担を明確にし、病院・病床機能の分化・強化を図るとともに、地域連携クリニカルパスやICT(情報通信技術)の活用などにより地域の医療機関との連携を充実・強化し、地域の実情に応じて岐阜圏</p>	<p>1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>(1)近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療支援病院として、紹介率・逆紹介率の安定的な維持(数値目標) 病診連携による診療依頼や画像診断依頼への迅速な対応 	<p>1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>(1)近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の向上</p> <p>地域の医療機関それぞれの特性を生かしながら機能分担し、患者が病状に即した医療を受診できるよう地域全体で協力し、ケアしていくため、地域の医療機関との連携及び協力体制の更なる充実を図るとと</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
<p>域の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を提供すること。 また、<u>地域医療支援病院</u>として、紹介率・逆紹介率の維持・向上に努めること。</p> <p>さらに、円滑に在宅医療・介護へ移行するため、他の機関との連携を充実・強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。</p>	<p>(2) <u>地域連携クリニカルパスの整備普及</u> ・各種疾患に対する連携パスの更なる改良、充実</p> <p>(3) <u>疾病予防の推進</u> ・<u>糖尿病患者及び心不全患者に対する重症化予防の取り組み</u> ・<u>健康祭を活用した予防医療の周知(「1-4-3」と重複)</u></p> <p>(4) <u>地域包括ケアシステムへの貢献</u> ・在宅移行のための地域の医療機関や介護・福祉機関との連携強化 ・<u>退院前、退院後訪問の推進</u></p> <p>(5) <u>岐阜医療圏地域コンソーシアムの活用</u> ・<u>急性期を担う医療機関の連携強化による効率的な医療体制の確保</u></p>	<p>もに、「地域医療支援病院」として、紹介率(50%以上)、逆紹介率(70%以上)の安定的な維持をめざす。 病診連携における紹介患者の診療予約や画像診断予約に関しては、迅速に対応していく。 また、医療機関を訪問することにより、開放型病院登録医療機関及び登録医師数の拡大を目指し、「病病連携」や「病診連携」をさらに推進する。</p> <p>(2) <u>地域連携パスの作成への参加協力及び普及推進</u> 現在運用しているクリニカルパスの有用性を検証し、運用率を向上させるとともに、岐阜地域医師会連携パス機構と協力して地域連携パスを作成、改良し、院内での普及、活用に努め、達成率を高める。 また、急性心筋梗塞、脳卒中、大腿骨頸部骨折、ウイルス性肝炎等の連携パスについては、更なる改良・充実を図るとともに、5大がん(胃がん、大腸がん、肝臓がん、肺がん、乳がん)の地域連携パスについても、岐阜県がん診療連携拠点病院である岐阜大学医学部附属病院や関係医療機関と共同で取り組む。</p> <p>(3) <u>救急医療コミュニティシステムの活用</u> 救急医療情報連携地域協議会に参加するとともに、コミュニティシステムの救急医療現場での積極的な活用を促進することにより、適正な救急医療の実施に努める。 また、岐阜県地域医療連携ネットワーク協議会へ参加し、地域の医療機関へ患者情報の提供を積極的に行うことにより、連携強化を図る。</p> <p>(4) <u>在宅医療・療養へ移行するための地域の介護・福祉機関との連携強化</u> 医療機関や介護・福祉機関を積極的に訪問することを通じて、地域の医療機関や介護・福祉機関との連携及び協力体制の充実を図るとともに、退院調整室や自宅退院サポートセンター等により、種々の診療状況を常に分析し、機能強化を図るなど、円滑な在宅医療・療養への移行を推進させ、在宅復帰率(75%以上)の安定的な維持を図る。</p>
<p>3-1-5 重点的に取り組む医療</p> <p>高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるものの県民が必要とする医療を重点的に実施すること。 特に、「救急医療」、「心血管疾患医療」、「周産期医療」、「がん医療」及び「こども医療」を重点医療として位置付け、さらに充実・強化して高度で先進的な医療を提供すること。</p>	<p>1-1-5 重点的に取り組む医療</p> <p>(1) 救急医療</p>	<p>1-1-5 重点的に取り組む医療</p> <p>高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関では実施が困難で、地域に不足している医療に積極的に取り組み、県民が必要とする医療を提供するため、次の医療に重点的に取り組むものとし、診療機能の充実に努める。 (1) 救命救急センター(救命救急医療)</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
<p><u>周産期医療については、未熟児や重症妊産婦に対する高度な医療の提供等、総合周産期母子医療センターとしての機能を強化するとともに、胎児診断や胎児診療を実施すること。</u></p> <p><u>がん医療については、高精度放射線治療装置の更新、拡充に加え、患者の就労支援等の充実により、拠点病院としての機能を強化すること。</u></p> <p><u>また、こども医療については、小児救命救急センターの設置に向け、他病院との連携を強化し、必要な症例を確保するとともに、診療科を問わず全ての重篤な小児患者に対する救急医療の提供をするなど、拠点としての機能の一層の充実を図ること。</u></p> <p><u>なお、ゲノム医療については、がんゲノム医療中核拠点病院である名古屋大学医学部附属病院を中心に地域の医療機関と協力しつつ、適切な医療体制を構築すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二次・三次を中心とした24時間体制の「断らない医療」に向けた体制強化 <p>(2)心血管疾患医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢化社会に向けた低侵襲治療の充実</u> <p>(3)周産期医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県内外からの超低出生体重児やハイリスク妊産婦の24時間体制での受入 ・<u>胎児診断や胎児診療の実施</u> <p>(4)がん医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット手術や鏡視下手術等による低侵襲手術の充実 ・<u>放射線療法の拡充(サイバーナイフ等)</u> ・化学療法の更なる充実 ・緩和ケアチームの積極的な介入 ・がん患者に対する相談体制、就労支援体制の充実 ・<u>がんゲノム医療中核拠点病院を中心とした診療体制の確立</u> 	<p>岐阜地域の中核病院の救命救急センターとして、循環器系疾患、外傷を始め、指切切断、急性薬物中毒などの特殊な症例を含めすべての救命救急疾患(精神科疾患を除く。)に対し全診療科が対応し、二次・三次救急患者を24時間体制で受け入れ、安心して受診できる体制を確保し、更なる救命救急センターへの機能の強化と充実を図り、「断らない医療」を目指す。</p> <p>(2)心臓血管センター(心臓血管疾患医療)</p> <p>心筋梗塞をはじめとする虚血性心疾患、慢性心不全、弁膜症、大動脈疾患、末梢血管疾患等心臓血管系の疾患患者に対し、内科系の循環器内科と外科系の心臓血管外科が連携して治療するチーム医療を推進するとともに、専門の診療科を設け、不整脈治療、カテーテル治療、ハイブリッド治療、心臓リハビリテーション等患者にとって最適な治療を提供する。</p> <p>(3)母とこども医療センター(周産期医療)</p> <p>産婦人科系関係各診療科・総合周産期部と新生児医療センター(新生児内科)を基幹として、各科の枠を超えた母とこどもの総合的な高度医療を提供する。</p> <p>また、岐阜県内外の医療機関から、ヘリコプターや救急車による緊急母体搬送などで紹介されてくるハイリスク妊婦や未熟児をはじめとする新生児疾患患者を24時間体制で可能な限り受け入れ、産婦人科系関係各診療科・総合周産期部と新生児医療センター(新生児内科)が連携をとりながら総合的なチーム医療を目指す。</p> <p>(4)がん医療センター(がん医療)</p> <p>がん拠点病院として、地域の医療機関と連携してあらゆる病期のがん患者に対して、診療ガイドラインに基づいた質の高い医療を提供する。最新機器を駆使して早期診断に努める。</p> <p>ロボット手術や鏡視下手術等の先進的治療を積極的に展開するとともに、進行がんに対しては放射線療法、化学療法等の集学的治療により、さらなる治療成績の向上を図る。</p> <p>また、がんの診断時から緩和ケアチームが積極的にに関わり、地域の医療機関と連携を強め、在宅緩和ケアなど患者の希望に沿った切れ目のない緩和ケアを実施する。</p> <p>(5)女性医療センター(女性医療)</p> <p>女性が診療、治療を受けやすい女性専用病棟での治療を実施し、女性特有の病気を持つ患者が安心して治療を受けられるようプライバシーの保護と安らぎづくりに努める。</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	(5)こども医療 ・小児救命救急センター設置に向けたP I C Uへの入院症例確保 (<u>重心関係の記載は、「1-6」と重複するため削除</u>)	(6)小児医療センター(こども医療) 小児医療の拠点病院として、一般の医療機関では対応が困難な小児の疾患に対し、高度で専門的な医療を提供する。また、二次・三次小児救急患者を24時間体制で受け入れ、重篤な小児患者に対応するため、P I C U(小児集中治療室)を増床整備する。 平成27年度に新設する医療型障害児入所施設における濃厚な医療的ケアを要する重症心身障がい児に対して、各関係部署と連携したチーム医療を推進する。 小児救命救急センターとして必要な整備基準(医師・看護師及び他の医療従事者の確保、施設及び設備)を満たすような体制づくりに努める。
3-2 調査研究事業	1-2 調査研究事業	1-2 調査研究事業
法人で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行うことを求める。	当センターで提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。	当センターで提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。
3-2-1 調査及び臨床研究等の推進	1-2-1 調査及び臨床研究等の推進	1-2-1 調査及び臨床研究等の推進
先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。 岐阜県及び岐阜圏域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。	(1)臨床研究及び治験の推進 ・治験や臨床研究の受託件数の増加促進 <u>岐阜医療圏地域コンソーシアムの活用</u> (2)大学等の研究機関や企業との共同研究の推進 ・大学等の研究機関や企業との共同研究の推進し、医療水準の向上に寄与	(1)臨床研究及び治験の推進 治験や臨床研究事業に積極的に取り組むため、治験管理センターを充実し、受託件数の増加促進を図る。 (2)大学等の研究機関や企業との共同研究の推進 大学等の研究機関や企業との共同研究・研修を実施するとともに、疫学統計調査や臨床研究を行い医療水準の向上に資する。
3-2-2 診療情報等の活用	1-2-2 診療等の情報の活用	1-2-2 診療情報等の活用
<u>電子カルテシステム等をより有効に活用し、標準化された診療データの収集・分析を行い医療の質の向上を図るとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。</u>	(1)電子カルテシステムの更新 ・次期電子カルテシステムへの円滑な更新 (2)電子カルテ等に蓄積された各種医療データの有効活用 ・DPCデータを活用した分析データのフィードバック ・地域の医療情報共有化事業への積極的な参加 (3)集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 ・診療データの各種カンファレンスや臨床研修、研究等への積極的な活用 ・医療の質向上のための指標を公表し、Q I活動を更に充実	(1)医療総合情報システムに蓄積された各種医療データの有効活用 医療情報の分析による臨床データを各診療科へフィードバックし、医療の質向上を図るとともに効果的、効率的治療を実施する。 また、地域連携医療機関等との医療情報共有化の推進等により医療連携の強化を図る。 (2)集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 電子カルテシステムに集積した院内の診療データを合同カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用するため、診療情報委員会を中心に他の委員会等と連携して、データの処理を実施する。 また、医療の質の向上のために、診療のプロセスとアウトカムに関する指標(Quality Indicator)を公表し、Q I活動を積極的に推進す

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
		る。
3-3 教育研修事業	1-3 教育研修事業	1-3 教育研修事業
医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。	医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れ等、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。	医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れ等、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。
3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実	1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実	1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実
<u>臨床研修指定病院として、臨床研修医の積極的な受入れを行うとともに、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム等と連携し、臨床研修医の資質向上を図ること。</u> <u>また、専門研修プログラムの基幹又は連携施設として、専攻医の育成に努めること。</u>	(1) 質の高い臨床研修医の養成等 ・岐阜県医師育成・確保コンソーシアム及び岐阜医療圏地域コンソーシアムとの連携による資質向上 ・各種研修シミュレーターの導入による体制強化 (2) 専攻医の育成等 ・専門医取得に向けた独自研修プログラムの適用、充実 ・岐阜医療圏地域コンソーシアムとの連携による資質向上	(1) 質の高い医療従事者の養成 質の高い医療従事者養成のため、独自の臨床研修プログラムを開発し、その推進体制を強化する。また、国内や海外での留学を制度化し、他の先進病院へ医師を派遣することにより、長期研究できる体制を確保する。 (2) 後期研修医に対する研修等 当センター独自の研修プログラムを積極的に適用し、専門医取得に向けた取組を実施する。 また、岐阜大学医学部附属病院や岐阜県が設立した他の地方独立行政法人等の臨床研修病院との連携や、看護部、臨床検査科、中央放射線部、薬剤部等院内内の各部署と連携して、研修プログラムの充実を図る。
3-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施	1-3-2 医師・看護師・コメディカルをめざす学生、救急救命士等に対する教育の実施	1-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施
医学生、岐阜県立看護大学、岐阜県立衛生専門学校、岐阜県立看護専門学校の学生及びコメディカルを目指す学生の実習の受入れ、救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。	(1) 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の実習受け入れ ・学生の病院実習の受け入れ体制の充実 (2) 救命救急士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 ・救命救急士の病院実習や臨床実習の積極的な受入	(1) 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の実習受け入れ 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の病院実習受け入れ体制を充実し、積極的に実習を受け入れる。 (2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士など地域医療従事者の養成を図るため、救急救命士に対する救急搬入後の事後検討会を実施するなど、病院での実習の受け入れ体制を整備し、積極的に受け入れる。
3-4 地域支援事業	1-4 地域支援事業	1-4 地域支援事業
地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行うことを求める。	地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行う。	地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。
3-4-1 地域医療への支援	1-4-1 地域医療への支援	1-4-1 地域医療への支援
地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、岐阜圏域の基幹病院として地域医療の確保に努めること。 医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への医師派遣等の人	(1) 地域医療水準の向上 ・高度医療機器の共同利用の推進（「1-1-4（1）」と類似） ・開放型病床の利用促進	(1) 地域医療水準の向上 地域の医療機関を積極的に訪問することにより連携を強化し、高度先進医療機器の共同利用を促進するとともに、開放型病床の利用促進及び開放型病床利用登録医師との共同診療の実施により地域医療の向

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
<p>的支援を含む診療支援を充実させ、県全体の医療の確保に努めること。 へき地医療拠点病院として、代診医師の派遣や巡回診療などへき地診療所等への支援機能を充実させること。</p>	<p>(2) 医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への人的支援を含む診療支援による県全体の医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体の医師不足地域や医師不足診療科への診療支援の実施 <p>(3) へき地医療対策の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療機関等からの代診要請への積極的な対応 ・岐阜県医師育成・確保コンソーシアムを活用した医師不足解消に向けた取り組みの推進 	<p>上を図る。</p> <p>(2) 医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援</p> <p>へき地医療拠点病院として、医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援を継続して実施する。</p> <p>(3) へき地医療対策の支援</p> <p>岐阜県へき地医療支援機構との業務委託契約を締結した上で、へき地医療機関等からの代診要請に積極的に対応し、診療支援など人的支援ができるよう、へき地医療対策に重点を置く。</p> <p>さらに、新医師臨床研修制度における地域・保健プログラムやその他新規プログラムに積極的に参加するとともに、へき地医療機関と連携し、研修の動機付け・総括等、研修医のへき地医療研修支援を行う。へき地医療等を志向する後期研修医及びへき地勤務医の研修時は、地域医療部を所属の場として活用し、各科の横断的研修等を行う。</p>
<p>3-4-2 社会的な要請への協力</p>	<p>1-4-2 社会的な要請への協力</p>	<p>1-4-2 社会的な要請への協力</p>
<p>法人が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣などの社会的な要請に対し、積極的な協力を行うこと。</p>	<p>・医療に関する講師派遣等の社会的な要請への協力</p>	<p>医療に関する鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対する協力を行う。</p>
<p>3-4-3 保健医療情報の発信</p>	<p>1-4-3 保健医療情報の提供・発信</p>	<p>1-4-3 保健医療情報の提供・発信</p>
<p>県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報について、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。</p>	<p>(1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開講座や医療相談会を行う「健康祭」を定期的に開催 ・地域住民を対象とした健康セミナーの開催 <p>(2) 保健医療、健康管理等の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報誌の定期発行 ・病院ホームページによる保健医療情報の提供 	<p>(1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催</p> <p>県民に関心の高いテーマを中心として、公開講座(セミナー)や体験コーナー、各種相談コーナーを行う「健康祭」を実施する。</p> <p>(2) 保健医療、健康管理等の情報提供</p> <p>広報誌「けんこう」や地域医療連携センター部広報誌「すこやか」の定期発行、当センターを紹介した「診療案内」の適宜改訂、病院WEBサイトでの掲載により、病院が有する保健医療情報を提供する。</p>
<p>3-5 災害発生時における医療救護</p>	<p>1-5 災害等発生時における医療救護</p>	<p>1-5 災害等発生時における医療救護</p>
<p>災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の派遣など医療救護を行うことを求める。</p>	<p>災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の派遣など医療救護を行う。</p>	<p>災害等への日頃からの備えを行うとともに、災害等発生時においては、医療救護活動の拠点機能を担い、医療スタッフの現地派遣や災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の派遣等の医療救護活動を行う。</p>
<p>3-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p>	<p>1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p>	<p>1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p>
<p>災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣など本県あるいは岐阜圏域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>岐阜県の基幹災害拠点病院として、県内の災害拠点病院に対し災害医療研修や災害医療訓練(公開)を行うなど指導的役割を発揮すること。</p>	<p>(1) 医療救護活動の拠点機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の救急・重篤患者の受け入れ体制の充実、強化 ・実災害を想定した災害対策訓練の実施 	<p>(1) 医療救護活動の拠点機能の充実</p> <p>24時間対応可能な救急医療体制を維持し、災害発生時の救急・重篤患者を受け入れる。</p> <p>また、NBC(核・生物・化学)災害に対応できるように災害対策訓練を実施する。</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
<p>また、食料及び飲料水の優先納入体制の整備など災害時医療体制の充実・強化を図ること。</p>	<p>(2) 基幹災害拠点病院としての機能強化及び指導的役割の推進 ・地域の災害拠点病院や消防機関と連携した訓練の実施</p>	<p>さらに、職員が積極的に参加して、職員・部署の役割分担、各部署の備蓄品等を見直し、災害等発生時に患者の受入れ等求められる機能が発揮できる組織を強化する。 (2) 基幹災害医療センターとしての機能強化及び指導的役割の推進 地域の災害拠点病院と連携し、災害医療の教育・研修・訓練を実施する。また、地域の消防機関や災害拠点病院と連携した災害時の患者転送と緊急医療班派遣の調整を図る。</p>
<p>3-5-2 他県等の医療救護への協力</p>	<p>1-5-2 他県等の医療救護への協力</p>	<p>1-5-2 他県等の医療救護への協力</p>
<p>県内のみならず他県等の大規模災害等においても、岐阜県の要請に基づきDMATを派遣するなど、積極的に医療救護の協力を行うこと。</p>	<p>(1) 大規模災害に対応するためのDMAT体制の確保と訓練・研修 ・DMAT体制の確保と各種訓練への積極的な参加 (2) 大規模災害発生時のDMATの派遣 ・岐阜県の要請に基づいたDMATの派遣</p>	<p>(1) 大規模災害に対応するためのDMAT体制の確保と訓練・研修 DMATの2班体制を維持し、岐阜県内外のDMATとの訓練・研修に派遣することにより、質の向上と維持を図る。 また、災害対策備品の整備及び備蓄保管場所の整備を行う。 (2) 大規模災害発生時のDMATの派遣 大規模災害時における岐阜県の要請に基づきDMATを派遣する。</p>
<p>3-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実</p>	<p>1-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実</p>	<p>1-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立</p>
<p>大規模災害等緊急事態を想定した業務継続計画(BCP)の継続的な見直し及び訓練等を実施すること。</p>	<p>(1) 診療継続計画の継続的な見直し及び訓練等の実施 ・診療継続計画の継続的な見直しと計画に基づく訓練の実施 (2) 診療情報バックアップシステムの適正管理 ・診療情報の外部保管の適正な管理 ・システム障害時に活用できるバックアップシステムの維持</p>	<p>(1) 診療継続計画の作成及び訓練等による体制の整備 被災時における病院機能の損失をできるだけ少なくするため、機能回復を早急に行い、継続的に診療ができるよう診療継続計画の作成及び訓練等による体制の整備を図る。 (2) 診療情報のバックアップシステムの構築 診療情報の外部保管を実施し、大規模災害時でも活用できるバックアップシステムを構築する。</p>
<p>3-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p>	<p>1-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p>	<p>1-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p>
<p>新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。)発生時には、指定地方公共機関として、業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の患者の外来診療・入院の受入れ、重症症例の治療等を行うこと。</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ等発生時における受入れ体制の整備 ・新型インフルエンザ等の発生時における必要物資等の整備、点検 (2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施 ・新型インフルエンザ等の発生時を想定した訓練の実施</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ等発生時における受入れ体制の整備 指定地方公共機関として、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び業務計画に定めるところにより、岐阜県、関係市町及び医療機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。 また、新型インフルエンザ等対策として、必要な物資及び資材の備蓄・整備・点検、施設及び設備の整備・点検を行うことで、病院機能の維持・業務継続等について、必要な措置を講じる。 (2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施 業務計画等に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。</p>
<p>3-6 重心障がい児の入所施設の運営</p>	<p>1-6 医療型障がい児入所施設の運営</p>	<p>1-6 医療型障がい児入所施設の運営</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
岐阜県が推進する総合療育の拠点として、在宅で療養を行うことが困難な重症心身障がい児のうち、人工呼吸器装着など濃厚な医療的ケアを要する児を主な対象とする医療型障害児入所施設の運営の継続を求める。	県が推進する総合療育の拠点として、医療型障がい児入所施設の運営を継続する。	岐阜県が推進する総合療育の拠点として、医療型障害児入所施設の運営を行う。
<p>3-6-1 医療的ケアが求められる障がい児の医療・療育体制の充実</p> <p>入所児に対し、訪問教育を実施する受入れ体制を維持すること。また、ダイルーム、図書室兼遊戯室、機能訓練室、言語療養室などの各種施設・設備を活用した療育及び機能訓練プログラム等を行い、<u>医療・療育体制の充実を図ること。</u></p>	<p>1-6-1 医療的ケアが求められる障がい児の医療・療養体制の充実</p> <p>(1)医療型障害児入所施設の運営の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚な医療的ケアを要する重症心身障がい児に対する専門的な医療の継続 <p>(2)医療・療育体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設備を活用した療育及び機能訓練プログラムの充実 <p>(3)入所児への在宅移行、転院に向けた支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所児の在宅移行、転院に向けた支援者会議の開催 	<p>1-6-1 医療的ケアが求められる障がい児の医療・療養体制の整備</p> <p>(1)医療型障害児入所施設の運営</p> <p>当センターが有する専門医療機能を活用し、濃厚な医療的ケアを要する重症心身障がい児に対する専門的な医療を実施する。</p> <p>(2)受入れ重症心身障がい児に対する療育・機能訓練プログラムの実施</p> <p>入所施設の各種施設・設備を活用し、医師、看護師、リハビリテーション技師、保育士、栄養士等の連携による療育及び機能訓練プログラムを実施する。</p> <p>また、訪問教育実施のための受入れ態勢の整備を行う。</p>
<p>3-6-2 在宅支援体制の充実</p> <p>レスパイトケア(障がい児を在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス)のための短期入所機能の維持を図ること。</p> <p>入院障がい児の円滑な在宅移行を支援するため、家族に対する医療的ケア指導等の在宅移行に向けた訓練や、在宅医療・療育の相談などを実施すること。</p> <p>在宅移行後の容体悪化や救急時に対応するための医療支援を行うこと。</p>	<p>1-6-2 在宅支援体制の充実</p> <p>(1)レスパイトケアのための短期入所機能の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい児を抱える家族の負担軽減を図るためのレスパイトケアを継続 <p>(2)家族に対する在宅医療指導等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅移行に向けた家族への教育的入院の実施 <p>(3)在宅移行後の容体悪化等に対する医療支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本院の小児系診療科と連携した在宅移行後の容体悪化等に対する入院医療の実施 	<p>1-6-2 在宅支援体制の充実</p> <p>(1)レスパイトケアのための短期入所施設の整備・充実</p> <p>在宅で重症心身障がい児を抱える家族の精神的・身体的負担の軽減を図るためのレスパイトケア(障がい児を在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス)を実施する。</p> <p>(2)家族に対する在宅医療指導等の実施</p> <p>在宅移行に向けた家族への在宅医療指導を行い、障がい受容と養育の援助のための教育的入院を実施する。</p> <p>また、在宅移行後も安心して地域での生活を送ることができるよう、地域の医療機関や福祉サービス事業者との連携を行う。</p> <p>(3)在宅移行後の容体悪化等に対する医療支援</p> <p>在宅移行後の容体悪化等に対する入院等の医療支援を実施する。</p>
4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組
4-1 効率的な業務運営体制の確立	2-1 効率的な業務運営体制の確立	2-1 効率的な業務運営体制の確立
自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。	自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努める。	自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努める。
4-1-1 組織体制の充実	2-1-1 効果的な組織体制の確立	2-1-1 効果的な組織体制の確立
医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体	(1)組織体制の充実	(1)効率的かつ効果的な組織体制の充実

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
<p>制の改善及び充実を図ること。 ICT(情報通信技術)などの活用とアウトソーシングを適切に進めるとともに、経営効率の高い業務執行体制の充実を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の変化に的確に対応した組織体制の充実 ・専門職の勤務成績に応じた処遇による定着率の向上 <p>(3)へ移動(包括)</p> <p>(2)アウトソーシングの導入等による合理化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型的な業務のアウトソーシング推進による業務の効率化 <p>(3)ICTの活用等による経営効率の高い業務執行体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した業務の効率化 ・各種経営分析ツールを活用した業務の効率化 <p>※(5)危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立は、9-4内部統制へ移動</p>	<p>医療環境の変化や県民の医療需要に的確に対応できるよう弾力的な診療体制づくりを進め、迅速で柔軟性のある業務運営に努め、当センターが有する各種機能が最大限に発揮できる組織体制の充実を図る。</p> <p>(2)各種業務のIT化の推進</p> <p>人事給与システム、旅費システム、医事会計システム、財務会計システム等の機能の見直し、強化及び改善を図り業務効率化に努める。</p> <p>(3)アウトソーシング導入による合理化</p> <p>定型的な業務のうち委託することが効果的・効率的である業務については、アウトソーシングの導入を図る。</p> <p>(4)経営効率の高い業務執行体制の確立</p> <p>事務局職員の病院運営や医療事務等に係る能力向上を支援することで、経営環境の変化に対応できる業務執行体制を整備する。また、定年を迎えた職員のうち、病院経営に寄与すると認められる職員を再雇用することで、質の高い業務執行を推進する。</p> <p>(5)危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立</p> <p>危機管理事案発生時における情報共有体制を構築するとともに、関係機関へ迅速かつ適切な情報提供ができる体制を確立する。</p>
<p>4-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用</p> <p>医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、職員配置の在り方を検証し、弾力的に運用すること。 また、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。</p>	<p>2-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用</p> <p>(1)人員配置の検証及び弾力的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職種の職員1人あたりの収入推移等を検証し、適切な人員配置を実施 (柔軟な診療科の変更は「1-1-3(1)」と重複するため削除) <p>(2)効果的な体制による医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用 ・医師事務作業補助者、看護補助者確保によるタスクシフティングの推進 <p>(「9-2」と同一の内容のため削除)</p>	<p>2-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用</p> <p>(1)弾力的運用の実施</p> <p>医療需要や患者動向の変化に迅速・柔軟に対応した診療科の変更、医師・看護師等の配置の弾力的運用を行う。</p> <p>(2)効果的な体制による医療の提供</p> <p>常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等、効果的な体制による医療の提供に努める。</p> <p>特に、医療職サポートシステム(医療クラーク、看護クラーク等)の強化及び充実を図る。</p> <p>(3)3法人間の人事交流による適正な職員配置</p> <p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院間で、職種の特異性に配慮し人事交流を行う等適正な職員配置を実現する。</p>
<p>4-1-3 人事評価システムの運用</p> <p>人事評価システムにより職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の運用に努めること。</p>	<p>2-1-3 人事評価システムの運用</p> <p>(1)人事評価システムによる公平かつ客観的な人事制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度の適切な運用と公平かつ客観的な評価の実施 	
<p>4-1-4 事務部門の専門性の向上</p>	<p>2-1-4 事務部門の専門性の向上</p>	<p>2-1-3 事務部門の専門性の向上</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
事務部門において、病院特有の事務に精通した職員 <u>の確保及び育成により、専門性の向上を図ること。</u>	(1)事務部門職員の確保及び育成 ・専門性向上に寄与する事務職員の育成(資格取得支援)	経営管理機能を強化するため、病院事務に精通し、経営の中心となるプロパー職員を計画的に確保する。 また、専門性の向上に計画的に取り組むため、診療報酬等の医事業務や診療情報分析、病院経営に係る財務経営分析、危機管理等専門性の高い業務に関する研修等に参加し、事務部門の病院運営や医療事務に精通した職員を育成する。
4-1-5 <u>コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底</u> 職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行うこと。	2-1-5 <u>コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底</u> (1)業務執行におけるコンプライアンスの徹底 ・内部監査等による各種法令や関係規定の遵守状況の確認 ・監事監査、監査法人監査によるチェック体制の確立 ・カルテ開示の着実な対応	2-1-4 <u>コンプライアンス(法令や倫理の遵守)の徹底</u> 医療法をはじめとする国の法令や関係規程、法人が定める倫理方針や各種規程を遵守し、職員に対し定期的な意識啓発を実施する。 監事監査、内部監査、監査法人監査等の実施により、チェック体制を確立し、コンプライアンスを確実なものとする。 岐阜県情報公開条例に基づく公文書の公開及び岐阜県個人情報保護条例その他法人規程に基づくカルテ等医療情報の開示を着実にを行い、医療の透明性を確保するとともに、医療情報提供の環境を整備する。
4-1-6 <u>適切な情報管理</u> 職員の情報セキュリティに対する意識向上やセキュリティ監視機能の充実・強化等、情報セキュリティ対策に努めること。	2-1-6 <u>適切な情報管理</u> (1)情報セキュリティ監視機能の充実・強化等 ・ツールによる情報セキュリティ監視体制の維持、強化 (2)情報セキュリティに対する意識向上 ・情報セキュリティに対する職員への意識向上対策の実施	2-1-5 <u>適切な情報管理</u> 職員等に対する情報セキュリティ意識向上のための研修を実施するとともに、不正プログラム・不正アクセス対策、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、当センター情報セキュリティポリシーに基づく、情報セキュリティ対策及びチェック体制の確立を図る。
4-2 <u>業務運営の見直しや効率化による収支の改善</u> 地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。	2-2 <u>業務運営の見直しや効率化による収支改善</u> 地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。	2-2 <u>業務運営の見直しや効率化による収支改善</u> 地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。
4-2-1 <u>多様な契約手法の導入</u> 透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の合理化を図ること。	2-2-1 <u>多様な契約手法の導入</u> (1)調達の効率化及び適正な契約事務の実施 ・複数年契約や包括的契約の検討等、経費削減に資する契約手法の推進	2-2-1 <u>多様な契約手法の導入</u> 入札・契約事務について、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を導入し、効果的・効率的な運営や経費の節減に努めるとともに、事務の合理化を図る。
4-2-2 <u>収入の確保</u> 病床利用率など収入確保につながる数値目標を設定し、地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、 <u>その達成を図ること。</u> また、未収金の発生防止や早期回収等により、収入の確保に努めること。 さらに、安定した経営を維持するため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に速やかに対応すること。	2-2-2 <u>収入の確保</u> (1)効果的な病床管理、医療機器の効率的な活用 ・効果的な病床管理を実施する体制の確立(総合サポートセンター) ・ <u>病床利用率の数値目標を設定</u> ・ <u>DPC期間Ⅱ以内退院率の数値目標を設定</u> ・各種医療機器の稼働件数の向上 ・ <u>外来専用手術室増設による手術実施件数の増加</u> (3)～移動	2-2-2 <u>収入の確保</u> (1)効果的な病床管理、医療機器の効率的な活用 長期入院の患者数を常に把握しながら空床管理マニュアルを活用し、あわせて地域の医療機関を訪問しながら、病診連携によって退院調整を促進し、平均在院日数の短縮及び病床利用率の向上に努める。 また、医療機器については、開放型病棟登録医師(地域開業医師)との「病診連携」、「病病連携」を密にし、検査・外来予約制度を活用することで、医療機器の稼働率の向上を図る。あわせて、手術室の効率化を図り、手術件数の増加による収益確保に努める。 (2)未収金の発生防止対策等

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
	<p>(2) <u>医療資源を最大限活用した施設基準等の適正管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>DPC特定病院群の安定的な維持</u> ・ <u>各種施設基準の要件指標の安定的な維持</u> ・ <u>新たな施設基準の積極的な取得</u> <p>(3) <u>未収金の発生防止対策等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>未収金の発生防止対策の充実（支払い手法の拡大）</u> ・ <u>弁護士法人への早期回収依頼の推進</u> <p>(4) <u>国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>診療報酬改定の情報の早期収集及び迅速な対策の実施</u> <p>(5) <u>効率的な資金運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>安定した債券取得による効率的な資金運用の実施</u> 	<p>未収金の発生防止対策として、退院時請求・支払いが行える体制及び支払いに関する相談体制の確保・充実を図る。また、回収困難が見込まれる未収金に対する弁護士法人への債権回収業務を委託することで、円滑な回収を図る。</p> <p>(3) 総合入院体制加算として退院時の開業医への紹介率等の向上 「総合入院体制加算」の施設基準要件を確保するため、退院時における加算算定割合をはじめ、各指標の維持に努める。 (総合入院体制加算：退院時診療情報添付加算算定割合40%以上) また、地域医療支援病院の指定を継続して受けることにより、地域医療支援病院入院診療加算を安定的に確保する。(紹介率50%以上、逆紹介率70%以上)</p> <p>(4) 国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応 国の医療制度改革に柔軟に対応するとともに、診療報酬改定情報を早期に収集し、迅速な届出を行い、診療収入の確保に努める。</p>
4-2-3 費用の削減	2-2-3 費用の削減	2-2-3 費用の削減
<p><u>医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、在庫管理の徹底、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用などにより費用の節減に努めること。</u></p>	<p>(1) <u>医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、適正な在庫管理の徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アドバイザーを活用した医薬品交渉の継続</u> ・ <u>ベンチマークを活用した診療材料の価格交渉</u> ・ <u>高額医薬品を除外した材料比率30%以下の維持</u> <p>(2) <u>後発医薬品の使用促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>後発医薬品使用率85%以上（数量ベース）の安定的な維持</u> ・ <u>院外処方箋における一般名処方の促進</u> <p>(3) <u>経費の削減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>委託料の削減や光熱水費の節約等による経費の削減</u> 	<p>(1) <u>医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、適正な在庫管理の徹底</u> 他病院での医薬品・診療材料等の購入価格や後発医薬品の使用状況を調査・分析し、消費管理を軸とした物流システムにより、適正在庫を把握し、効率的・経済的な購入に努め、費用の削減を図る。</p> <p>(2) <u>後発医薬品の効率的採用</u> 平成26年度より導入された後発医薬品指数による後発医薬品への切り替えを選定ルールに基づき継続して実施する。 診療に支障を来さない後発医薬品への円滑な切り替えを行うとともに、効率的・経済的な購入に努める。</p>
5 財務内容の改善に関する事項	3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画	3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画
	<p>「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、経常収支比率100%以上、医薬収支比率〇〇%以上及び職員給与費対医薬収益比率〇〇%以下を達成する。</p>	<p>「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、経常収支比率100%以上、医薬収支比率100%以上及び職員給与費対医薬収益比率を50%以下とすること</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
		を目指す。なお、医業収支比率については、平成29年度から適用する。
5-1 経常収支比率等 業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率100%以上を達成すること。 <u>医業収支比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定め達成すること。</u>	3-1 予算(2020年度～2024年度)	3-1 予算(平成27年度～平成31年度)
5-2 職員給与費対医業収益比率 職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定め達成すること。	3-2 収支計画(2020年度～2024年度)	3-2 収支計画(平成27年度～平成31年度)
	3-3 資金計画(2020年度～2024年度)	3-3 資金計画(平成27年度～平成31年度)
	4 短期借入金の限度額	4 短期借入金の限度額
	5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	7 剰余金の使途	7 剰余金の使途
	8 料金に関する事項	8 料金に関する事項
6 その他業務運営に関する重要な事項	9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
6-1 職員の勤務環境の向上	9-1 職員の勤務環境の向上	9-1 職員の就労環境の向上
<u>働き方改革を実現するため、労務管理を適正に行うとともに、医療従事者等職員の必要数確保、柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実など、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。</u> <u>特に、医師の業務負担軽減や労働時間短縮のため、タスク・シフティング(業務の移管)の推進等国の指針に基づいた取組を着実に実施すること。</u> <u>また、職員の意見が反映される仕組みの充実を図り、病院で働く全ての職員が誇りを持って職責が果たせるよう、やりがいの創出に努めること。</u>	(1) <u>育児・介護との両立支援や離職防止・復職支援体制の充実</u> ・病児・病後児保育を含めた院内保育施設の充実 ・ <u>看護師定着プログラムの推進</u> ・柔軟な労務管理と人員の適正配置 (2) <u>働き方改革の実現に向けた取組</u> ・ <u>タスク・シフティングの推進に向けた取り組みの実施</u>	(1) 職員の就労環境の整備 病院が求められる機能を果たし、県民が必要とする医療をより良くかつ機能的に提供するために、職員の悩みなどの相談体制を整備し、院内暴力に対する警備を強化することで、職員の最適な勤務環境を創出する。 職員の専門的能力が十分に活用される効果的な病院運営を行うため、医師事務作業補助職員や看護事務補助職員をはじめとする専門職の雇用を拡充するとともに、病院職員の最適な勤務環境の改善に努める。 ワークライフバランスの実現に向け、女性医師をはじめとした職員の柔軟な勤務体制の改善に努める。また、時間外勤務時間の縮減、年次有給休暇の取得促進、代休の取得や法定休・週休の振替の徹底等、適切な労働時間の管理の下、職員の勤務環境に配慮する。 (2) 職員の健康管理対策の充実 職員の健康管理のための定期健康診断や各種抗体価検査、ワクチン

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>(「1-1-1(4)」とやや類似)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の時間外労働時間短縮へ向けた取り組みの実施 ・タイムレコーダーの導入 <p>(3)職員のモチベーション向上に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度による公平で客観的な評価の実施(「2-1-3」と類似) ・職員提案箱等による職員の意見が勤務環境に反映される仕組みの充実 ・職員満足度の把握及び向上に向けた取り組みの実施 ・職員表彰制度の拡充 	<p>接種等を実施するとともに、心理的な負荷の程度を把握するためのストレスチェックを実施する等、職員の身体や心の健康相談の充実を図る。</p> <p>(3)病児・病後児保育を含めた院内保育施設の整備及び充実 24時間保育を継続的に実施し、病児・病後児保育施設の整備及び運営に取組み、職員が安全かつ安心して勤務できる環境をつくる。</p>
<p>6-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携</p> <p>医師の診療応援や人事交流など、岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。</p>	<p>9-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県との人事交流を含めた連携の推進 ・多治見病院、下呂温泉病院との連携の促進(「2-1-2(3)」から移動) 	<p>9-2 県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項</p> <p>医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、岐阜県及び岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。</p>
<p>6-3 施設・医療機器の整備</p> <p>新病棟などの施設整備や医療機器整備については、県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展などを総合的に勘案し、岐阜県総合医療センターとして担うべき機能の強化が図られるよう、計画的に実施すること。</p>	<p>9-3 施設・医療機器の整備</p> <p>(1)病棟などの施設の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南棟及び総合サポートセンターの整備 ・耐用年数を経過した機械設備及び電気設備の計画的な更新 <p>(2)医療機器の計画的な更新・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を経過した医療機器の計画的な更新 	<p>9-3 医療機器・施設整備に関する事項</p> <p>(1)医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>耐用年数を経過した医療機器については、費用対効果、医療技術の進展等から総合的に判断し、計画的な更新を図るとともに、県民の医療需要や高度先進医療を推進するために医療機器等の整備を行う。</p> <p>(2)診療施設等の計画的な整備</p> <p>放射線治療装置(リニアック)の更新に伴い、新たに南棟を整備するとともに、既存施設の設備等の改修を計画的に実施する。</p>
<p>6-4 内部統制の充実強化</p> <p>内部統制の充実強化を図るため、内部監査のほかモニタリングの結果を、リスクの評価・対応や法人の規程に適切に反映させるなど、内部統制の取組を着実に推進すること。</p> <p>また、危機管理事案等発生時には、理事長のリーダーシップを発揮し迅速かつ適正に対応すること。</p>	<p>9-4 内部統制の充実強化</p> <p>(1)内部統制の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の基本方針にかかる法人規程の継続的な見直し <p>(2)内部統制に対する監査及び評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査やリスク評価の継続的な実施 <p>(3)災害等危機管理事案発生時における理事長の統制環境の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長のリーダーシップによる危機管理発生時の対応体制の確立 	<p>(参考)</p> <p>2-1-1</p> <p>(5)危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立</p> <p>危機管理事案発生時における情報共有体制を構築するとともに、関係機関へ迅速かつ適切な情報提供ができる体制を確立する。</p>
<p>6-5 法人が負担する債務の償還に関する事項</p> <p>法人は、岐阜県に対して負担する地方独立行政法人法第86条第1項に規定する債務の処理を確実にすること。</p>	<p>9-5 法人が負担する債務の償還に関する事項</p> <p>法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実にやっていく。</p>	<p>9-4 法人が負担する債務の償還に関する事項</p> <p>法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実にやっていく。</p>
	<p>9-6 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間における積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p>	<p>9-5 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間における積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
	9-7 中期計画を超える債務負担	9-6 中期計画を超える債務負担